

## 8章 文化財の防災・防犯

### 1 文化財の防災・防犯に関する課題

#### (1) 想定される災害

##### ア 地震災害

現在本市に著しい被害を発生させるおそれがある地震としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源地とする東海地震がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。また、発生する頻度は極めて小さいが、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震や元禄型関東地震などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。このほか山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。

##### イ 風水害

主要河川は市内の中央部を流れる狩野川であるが、昭和33年(1958)の狩野川台風以来、狩野川放水路の開通や江間堰の撤去、千歳橋付近の堤防等の改修、治水工事により流下能力は増大しているが、近年の気候変動により局地的な豪雨が発生しており、洪水による災害の発生リスクが高まっている。特に市街地での雨水排水の不良による被害が予想される。中流部の低平地では、内水氾濫による浸水被害が近年発生しており、備える必要がある。

##### ウ 火山噴火

富士山、伊豆東部火山群、さらに隣接する地域に箱根山の活火山が存在する。特に伊豆東部火山群では平成元年(1989)に海底噴火活動が発生するなど、火山活動には十分注意する必要がある。

##### エ 土石流・地すべり・がけ崩れ

本市の地勢は、三方山に囲まれているため急傾斜地に集落が点在している。土砂災害危険箇所は、土砂災害(特別)警戒区域が455箇所、急傾斜地危険箇所が132箇所、土石流危険箇所が45箇所、地すべり危険箇所が2箇所指定(令和2年3月現在)されており、降雨時、地震時には被害が予測される。

##### オ 液状化現象

静岡県の「第4次地震被害想定結果」では、伊豆の国市の全面積(94.62km<sup>2</sup>)の内、液状化危険 度大に判定される面積が4.7km<sup>2</sup>(5.0%)、中が5.5km<sup>2</sup>(5.9%)、小が2.3km<sup>2</sup>(2.5%)、なしが3.7km<sup>2</sup>(3.9%)、対象外が77.6km<sup>2</sup>(82.7%)となっており、危険度大及び中に判定

された 10.2 km<sup>3</sup>は、液状化の可能性がある。

## カ 火災

市内での火災による大災害は、住民の防火意識と消防団の防火活動によって少なくなったものの、近年、旅館や商業施設等の大型化が進み、更に生活様式の多様化、石油ガス類危険物の普及により火災の様相も複雑化し、多数の人命が損なわれる危険性が高まっている。

## キ 盗難等人的被害

近年の市内では、少子高齢化等の要因により、人口及び世帯数は減少傾向にある。空き家の増加や寺院・神社等の無住化が進み、建物や所在品の盗難や人為的な毀損、放火等の被害の発生が予想される。

### (2) 文化財の防災・防犯の現状

伊豆の国市では、地震や火災、水害、風害、などの災害を想定し、文化財がき損や滅失の防止及び見学者の安全確保のため、文化財所有者・消防署・地元消防団と連携し、文化財の防災対策を行っている。その一環として、毎年1月26日の文化財防火デー（文化庁と消防庁により制定）あわせて、防災訓練を実施している。

過去に実施した訓練内容は以下のとおり。

#### ○防火訓練

文化財所有者・消防署・地元消防団・伊豆の国歴史ガイドの会と協力し、ポンプ車を使用した放水訓練、観光客の避難誘導及び負傷者の運び出し訓練、出火時の初動確認を実施した。

#### ○文化財の所在場所確認

文化財所有者・地元消防団と文化財の所在場所の確認と、災害時の運び出しについて確認を行った。

#### ○連絡体制の確認

市所有文化財及び市内一部文化財の災害時の連絡体制の確認を行った。



防火訓練の様子（韮山反射炉）



文化財の所在場所確認の様子（願成就院）

### (3) 文化財の防災・防犯の課題

- 市内の文化財のなかで、国指定となっている有形文化財については、消火設備の設置や所有者及び職員の見回りや警備会社との契約等により、防災・防犯対策が講じられているが、それ以外の文化財については、十分な対策ができていない。
- 災害や人的被害の発生時には、所有者が速やかに消防・警察・行政機関に連絡を取り、今後の処置方法を講じる必要があるが、連絡体制が万全であるとは言えない。また、大災害の発生時は、市だけでの対応が困難である。
- 国・県・市の指定及び登録文化財に毀損・滅失が発生した場合は、所有者は届け出を行う必要があるが、所有者の理解不足から適切に手続きが行われず、行政による把握が大幅に遅れる場合がある。
- 文化財所在地の周辺住民が、文化財を把握し守っていく意識を持つことが重要である。しかし、現状では文化財の周知が十分ではない。
- 静岡県は東海地震等、大規模な震災が起きる可能性が高いと言われているが、文化財が所在する建造物の多くは耐震が十分とは言えない。
- 文化財の所在する建造物の多くは寺社等木造建築のため、延焼の危険性が高い。
- 文化財が所在する寺院・神社等の施設の無人化や、管理を担う地元住民の減少・高齢化により、文化財の管理が行き届かず、盗難や腐朽等の毀損、放火等による滅失等の被害が発生するおそれがある。また、問題が発生した際の発見が遅れる可能性が高く、定期的な見回り等の管理体制の強化が課題である。

## 2 文化財の防災・防犯に関する方針

本市では、災害対策基本法第42条の規定に基づき、伊豆の国市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、「伊豆の国市地域防災計画（令和3年3月修正）」を作成し、総合的な防災対策に取り組んでいる。本計画では、「伊豆の国市地域防災計画」と第5章1・2で設定した文化財の保存・活用の基本理念及び基本方針に沿って、文化財の防災・防犯に関する方針を定めるものとする。

### (1) 文化財の防災・防犯に関する方針

- 災害・犯罪発生時の関係機関との連絡体制の強化を推進する。
- 文化財の所有者等による日常的な見守り体制の強化を図る。
- 地元住民との協力体制づくりを目指す。
- 文化財所有者・管理者に対し、防災・防犯に関する助言等を継続的に行う。
- 風水害や土石流等、自然災害が発生するリスクのある場所に所在する文化財を把握する。
- 災害発生時に想定される被害を予測する。
- 被災により姿が変化してしまうことを想定し、文化財の記録・データ化を検討する。
- 文化財所在地の消火設備の設置を推進する。
- 初期消火のための自動火災報知機の設置に向け、所有者に働きかける。
- 建造物所有者に耐震診断及び予備診断の実施の検討を呼びかけ、保存・活用上の問題が見されたものについては、その措置を検討していく。

### (2) 災害・犯罪発生時の方針

- 災害・人的被害による文化財の毀損・滅失等発生時の所有者による法定手続きの適切な執行を図る。
- 災害発生時には、迅速な被害の把握に努める。

## 3 文化財の防災・防犯に関する方策

## (1) 災害リスクの把握

「伊豆の国市防災マップ(令和3年(2021)2月更新)」に記載されている洪水・土砂災害ハザードマップを用いて指定・登録文化財所在地の洪水・土砂災害発生リスクを把握する。また、災害発生時に文化財に起こりうる被害について想定する。

## (2) 連絡・協働体制の強化

災害・人的被害により文化財に変化が生じた際に迅速な対応が行えるよう、文化財所有者・管理者との連絡体制について確認を行う。

また、文化財の防災に対する所有者・管理者の意識を高めるため、年に一度の文化財防火デーに合わせて消火・避難等訓練や防災設備の確認等、防災訓練の実施を呼びかける。訓練実施の際には、地域住民・消防署・消防団等にも参加を呼びかけることで文化財の存在を周知し、協力体制の強化に努める。

市が指定・登録文化財の被害を確認した際は、速やかに文化庁及び静岡県に連絡し、今後の対応に関する助言・指導を受ける。また、文化財の保存修理の専門家・機関に対処策や修理方法について相談し、修理方法を検討する。

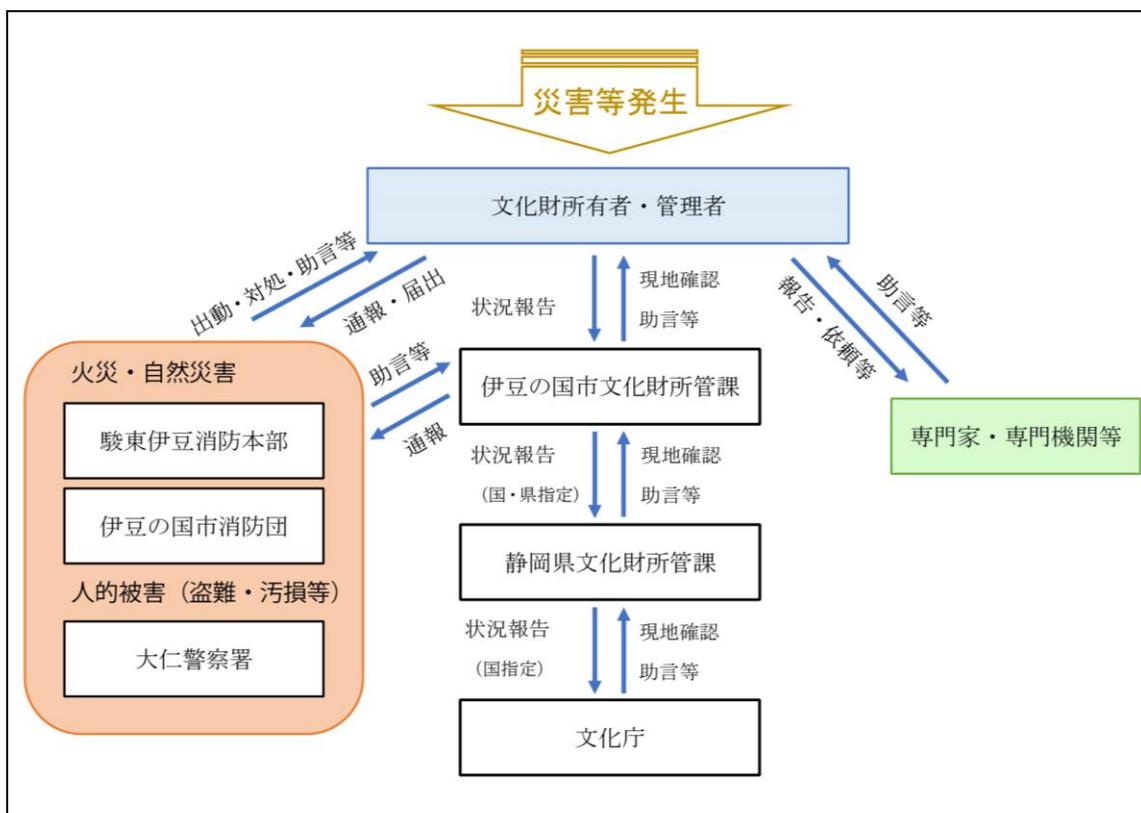


図8-1 災害等発生時の連絡体制

### (3) 防災対策の周知

文化庁が作成した「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」等の文化財の防災対策に関するガイドラインを、文化財所有者・管理者に周知することにより、防災についての意識付けと知識の向上を図る。また、消火設備の設置を呼び掛ける。あわせて、地震発生時に文化財及び見学者に被害が無いよう、家財等に固定等の対策を講じるよう助言を行う。

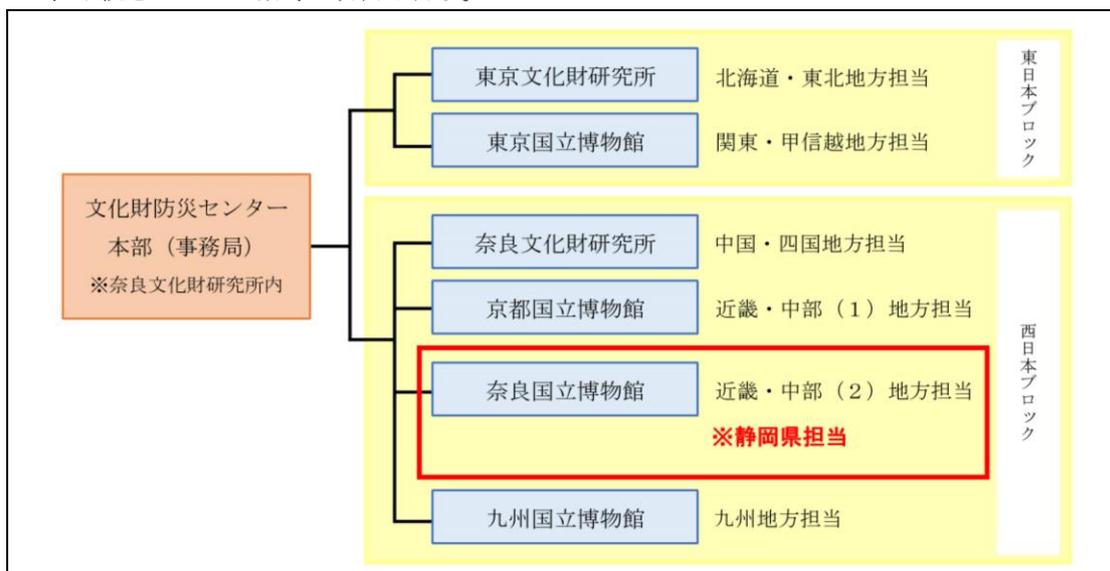
建造物の文化財所有者に、文化財の耐震強度を把握するため、耐震診断及び予備診断の実施を打診する。

### (4) 災害発生時の対応

災害が発生した場合は、指定・登録文化財を中心に現地確認及び所有者・管理者への聞き取りを実施し、可及的速やかな被害状況の把握に努める。また、土砂崩れ等二次被害がおこる可能性のある場所に所在する文化財については、一時的な保管場所を確保・移動し、被害を最小限にとどめる。あわせて、公開を行なっている指定・登録文化財建造物については、見学者等の被害状況についても確認を行う。

災害発生後の対応については、(独) 国立文化財機構文化財防災センター（静岡県担当：奈良国立博物館）や静岡県文化財救済ネットワーク（事務局：静岡県文化財課）構成団体の文化財等救済支援員・静岡県文化財建造物監理士等と情報共有を行い、初動及び事後対応の指導・支援を仰ぐ。

指定・登録文化財が被害にあった際には、滅失・毀損等の法定の届出を速やかに提出する。あわせて、人的被害による毀損や盗難の場合は、警察に届け出、指示を仰ぐ。所有者が民間の場合は、手続きについて指導・助言を行う。



出典：独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センターHP

図 8-2 文化財防災センター体制図

## 8章 文化財の防災・防犯

文化財の防災・防犯に関する事業は表 8-1 のとおり。

表 8-1 文化財の防災・防犯に関する方策（実施事業）

※取組主体

市：伊豆の国市、所：文化財所有者・管理者、住：住民、民：民間団体、

学：学校、研：研究者・研究所等研究機関・大学、行：伊豆の国市以外の行政

事業 No.	事業名	事業内容	実施期間	取組 主体
			恒常：R5～R24 前期：R5～R9 後期：R10～14 次期：R15～24	
80	洪水・土砂災害発生リスクの把握と被害想定	伊豆の国市防災マップに記載されている洪水・土砂災害ハザードマップを用いて指定・登録文化財所在地の洪水・土砂災害発生リスクを把握する。また、被害状況の想定を行う。	前期 (R5～R9)	市
81	文化財所有者等との連絡体制の構築	災害・人的被害により文化財に変化が生じた際に迅速な対応が行えるよう、指定文化財の所有者・管理者との連絡体制について確認を行う。	恒常 (R5～R24)	市・ 所
82	防災訓練の実施	文化財防火デーに合わせて消火・避難等訓練や防災設備の確認等、防災訓練の実施を文化財所有者呼びかける。また、訓練の実施を補助する。	恒常 (R5～R24)	市・ 所・ 住
83	文化財の防災対策に関するガイドラインの周知	文化庁が作成した文化財の防災対策に関するガイドラインを、書面での配布やホームページでの案内等により、文化財所有者・管理者に周知する。	恒常 (R5～R24)	市
84	被害状況の把握	指定・登録文化財を中心に現地確認及び所有者・管理者への聞き取りを実施する。また、二次被害の可能性のある場所に所在する文化財については、一時的な保管場所を確保・移動する。あわせて、見学者等の被害状況についても確認を行う。	恒常 (R5～R24) ※災害発生時	市
85	滅失・毀損等届出の提出	指定・登録文化財が被害にあった際に、法定の届出を提出する。あわせて、人的被害による毀損や盗難の場合は、警察に届け出、指示を仰ぐ。所有者が民間の場合は、手続きについて指導・助言を行う。	恒常 (R5～R24) ※災害発生時	市